

# 令和5年度鳥取県障がい者アート活動支援事業（障がいのある人とない人との文化芸術を通じた交流促進事業・文化芸術の鑑賞機会拡大事業）募集要綱

## 1 趣旨

この要綱は、「鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金」のうち「障がいのある人とない人との文化芸術を通じた交流促進事業（以下「交流促進事業」という。）」及び「文化芸術の鑑賞機会拡大事業」の交付対象となる事業の募集について定めるものです。

## 2 補助金の目的

本補助金は、障がい者が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず文化芸術を通じて共に交流する機会を創出することで、障がい理解を深め、共にお互いの人格と個性を認め合う共生社会の実現と障がい者の社会参加の促進を図ることを目的として交付するものです。

## 3 募集事業及び募集期間

募集事業	募集期限
(1) 交流促進事業	令和5年7月26日（水）
(2) 文化芸術の鑑賞機会拡大事業	

※交付決定日から令和6年3月31日までの間に実施する事業を募集します。

## 4 応募方法

次の（1）から（3）までの書類を作成して、郵送、ファクシミリ、メールのいずれかの方法により7に記載する応募先に提出してください。

なお、応募に必要な書類の様式は鳥取県庁障がい福祉課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/311191.htm>）からもダウンロードできます。

- (1) 令和5年度鳥取県障がい者アート活動支援事業応募用紙（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2の1、別紙2の2）
- (3) 収支予算書（別紙3）

※事業計画書は応募事業によって様式が異なりますので、ご注意ください。

※事業計画書及び収支予算書は応募する事業ごとに作成してください。

事業区分	事業計画書様式	収支予算書様式
交流促進事業	別紙2の1	別紙3
文化芸術の鑑賞機会拡大事業	別紙2の2	別紙3

## 5 募集する事業の内容

(1) 交流促進事業	
ア補助事業者	県内の団体で、補助事業を適正に執行できる者
イ補助事業	共生社会の実現に向け、県内で障がいのある人とない人が文化芸術の活動を通じて交流する機会を創出する取組
ウ補助対象経費	補助事業に要する会場・機材等の使用料、作品・機材などの運搬費、消耗品費、印刷費、広報費その他特に必要と認められる経費（ただし、1組5万円以上の機器の取得は補助対象としない。）
エ補助率	10/10（ただし、上限を50万円とする。）

(2) 文化芸術の鑑賞機会拡大事業	
ア補助事業者	県内の団体で、補助事業を適正に執行できる者
イ補助事業	文化芸術イベント等の開催にあたり、障がいのある人が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を推進する次の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・音声コードが埋め込まれたチラシ等の作成及びそれを読み込むための環境整備</li> <li>・ステージでのパフォーマンスに対する音声ガイド等の導入</li> <li>・WEB配信を行う際の情報保障の導入</li> </ul>
ウ補助対象経費	音声コード作成ソフト購入費、チラシ等への音声コード記載に要する経費（音声コード作成費及び音声コードの印刷費、切り欠き加工に要する経費等）、音声ガイド等の導入に要する経費及びWEB配信を行う際の情報保障に要する経費（委託費、謝金、会場・機材等の使用料、機材などの運搬費、消耗品費）、その他特に必要と認められる経費（ただし、1組5万円以上の機器の取得は補助対象としない。）
エ補助率	10/10（ただし、上限を20万円とする。）

【注1】本補助金を受けるに当たり、これらの会計経理は別事業と明確に区分し執行すること。

## 6 採択事業の決定（審査方法・審査基準等）

応募書類に基づき、書面により補助要件に合致するかどうかの審査を行い、事業採択の可否を決定します。なお、応募が予算枠を超える場合には、次の審査基準により採択事業を選定することがあります。

また、審査の結果、事業が採択された場合、別に定めるところにより補助金の交付申請書を提出していただきます。

### 【審査】

#### (1) 交流促進事業

- ・公開：県民に広く公開され、参加を希望する障がいのある人となない人を広く受け入れることができる事業となっているか。
- ・内容：先駆性や独自性があり、障がいのある人となない人が文化芸術の活動を通じて交流する機会がしっかり確保されているなど共生社会の実現に資する事業となっているか。
- ・効果：新しい参加者の掘り起こしが期待でき、地域での波及効果が見込まれる事業となっているか。適切に事業費が見積られ、補助額に見合った効果が期待できるか。

#### (2) 文化芸術の鑑賞機会拡大事業

- ・公開：県民に広く公開されるか。
- ・内容：障がいのある人が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を推進する取組であるか。

## 7 応募先及び問合せ先

鳥取県庁 障がい福祉課  
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地  
電話：0857-26-7678 ファクシミリ：0857-26-8136  
メールアドレス：[shougai.fukushi@pref.tottori.lg.jp](mailto:shougai.fukushi@pref.tottori.lg.jp)

# 別紙 1

## 令和5年度鳥取県障がい者アート活動支援事業応募用紙

応募者名又は 応募団体名等	<応募者名又は応募団体名>  <構成員数等>※団体の場合のみ 構成員数                    名（うち障がい者                    名）
代表者名 （団体の場合）	
所在地	
連絡先	担当者： 電 話： ファクシミリ： E-mail：
応募事業名 （応募する事業に に○を記載してく ださい。）	（    ） ①障がいのある人となない人との文化芸術を通じた交流促進事業 （    ） ②文化芸術の鑑賞機会拡大事業 ※①の事業と②の事業は両方に応募することができます。

### <添付書類>

- (1) 事業計画書（別紙2の1、別紙2の2）
- (2) 収支予算書（別紙3）

※応募事業によって次のとおり様式が異なりますのでご注意ください。

※応募する事業ごとに作成し、提出してください。

事業区分	(1)事業計画書 様式	(2) 収支予算書 様式
①障がいのある人となない人との文化芸術を通じた交流促進事業	別紙2の1	別紙3
②文化芸術の鑑賞機会拡大事業	別紙2の2	別紙3

## 別紙2の1

令和5年度鳥取県障がい者アート活動支援事業  
[障がいのある人とない人との文化芸術を通じた交流促進事業]

### 事業計画（報告）書

※活動の内容等について記載してください

事業計画（実施）内容
1 活動概要
2 活動の計画（実績）（日程、活動場所等）
3 広報等の計画（実績）
4 その他（目標、成果等）

※事業報告を行う際には、写真、資料等活動の状況・概要が分かるものを添付してください。

## 別紙2の2

令和5年度鳥取県障がい者アート活動支援事業  
[文化芸術の鑑賞機会拡大事業]

事業計画（報告）書

※活動の内容等について記載してください

事業計画（実施）内容	
1	活動概要
2	活動の計画（実績）
3	その他（目標、成果等）

※事業報告を行う際には、写真、資料等活動の状況・概要が分かるものを添付してください。

### 別紙3

#### 収支予算（決算）書

収入 (単位：円)

項目	本年度予算（決算）額	経費内訳（積算）
合計		

支出 (単位：円)

項目	本年度予算（決算）額	経費内訳（積算）
合計		

※「収入」と「支出」の合計が合うようにしてください。

<他の補助金の活用>

活用の有無	補助金名、事業内容及び問合せ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを表左欄に記載すること。

※「有」の場合は、活用する補助金名、その事業内容及び当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名団体名及び連絡先）を表右欄に記載すること。

<消費税の取り扱い>

課税事業者（簡易課税事業者を除く。）	
--------------------	--

※課税事業者（簡易課税事業者を除く。）に該当する場合は「該当」、該当しない場合は「非該当」と表右欄に記載すること。